

セーフティネット保証(随時申請可)

事業の内容

事業目的・概要

セーフティネット保証は、経済環境の急激な変化に直面している中小企業への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度です。

条件(対象者、対象行為、補助率等)

利用するには、第1号から第8号いずれかに該当する「特定中小企業者」である旨の市町村長の認定が必要です。

①石巻市よる「特定中小企業者」の認定

①の認定書が発行されてから30日以内に融資の申し込み

②金融機関及び金融保証協会の金融上の審査

事業イメージ

第1号

民事再生手続開始申立等を行った倒産事業所と取引があり資金繰りに支障が生じている中小企業者

第2号

テナントの閉鎖や材料など、納入先の生産量の急激な縮小等による取引先の事業活動の制限により影響を受ける中小企業者

第3号

突発的災害(事故など)が発生した地域内で、指定業種を営んでいる中小企業者

第4号

突発的災害(自然災害など)が発生した特定の地域内で、事業を営む中小企業者

第5号

売上などが減少している中小企業者
過去の業況に比して直近の業況が悪化している業種を指定。平成24年11月1日以降は、業況が改善した業種については指定業種から外して実施

第6号

取引金融機関の破綻により当該金融機関からの借入が困難になるなど、資金繰りが悪化している中小企業者

第7号

支店の統廃合等や、金融機関の経営の相当程度の合理化によって借入が減少した中小企業者

第8号

整理回収機構又は、産業再生機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生可能性のあるもの